

令和7年度

六日町駅前通り商店街イルミネーション設置等業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月

南 魚 沼 市

南魚沼市が実施する「六日町駅前通り商店街イルミネーション設置等業務」の内容並びに同業務に係るプロポーザルの手続き等については、次のとおりとする。

1 業務の目的

六日町駅前商店街にイルミネーションやオブジェ等を設置し、幻想的な光の演出で彩り、新たな目的地（風物詩）の創出を目指した事業を実施する。六日町駅前通り商店街イルミネーション設置等業務（以下「本業務」という。）は商店街の回遊性の向上、滞在時間の延長、商店街の活性化や賑わい創出を図り、観光客の誘客や地元住民の交流促進につなげることを目的とする。

2 委託業務の名称

六日町駅前通り商店街イルミネーション設置等業務委託

3 業務の実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 19 日まで

4 委託料の上限額

18,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

5 委託業務内容

別紙「六日町駅前通り商店街イルミネーション設置等業務委託仕様書」のとおり。

6 プロポーザルの参加基準

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる基準をすべて満たす者とする。

- (1) 本プロポーザルの実施年度において、南魚沼市建設コンサルタント等業務の入札参加資格を有する者。なお、資格を有していない者は、参加申込期限までに入札参加資格審査の申請手続きを行うこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 参加申込書提出日から契約締結の間において、南魚沼市及び新潟県からの指名停止措置を受けている期間がない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 南魚沼市暴力団排除条例（平成 24 年南魚沼市条例第 2 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定に該当しない者。

- (6) 六日町駅前通り商店街イルミネーション設置等業務委託と内容が類似する同規模以上の業務を官民間問わず請け負った実績（実施中のものも含む。）を有する者。

7 スケジュール及び企画提案等の提出先

(1) スケジュール

項目	日程等
実施要領公表	令和7年9月10日（水）
参加申込書・質問書の受付	令和7年9月10日（水）～ 令和7年9月22日（月）午後4時
質問に対する回答	令和7年9月29日（月）午後4時まで
企画提案書の受付期限	令和7年10月6日（月）午後4時
審査（プレゼンテーション）	令和7年10月9日（木）～令和7年10月10日（金）
優先交渉者の決定	令和7年10月15日（水）予定
契約締結	優先交渉者との協議終了後

(2) 参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先

①参加申込書及び企画提案書の提出先	〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180-1 南魚沼市役所 財政課契約検査班 TEL:025-773-6671 FAX:025-772-3055 E-mail: keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp
②実施要領及び仕様等の問合せ先	〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町 180-1 南魚沼市役所 商工観光課観光交流班 TEL:025-773-6665 FAX:025-773-6710 E-mail: kankou@city.minamiuonuma.lg.jp

8 参加申込書並びに質問の受付及び回答

(1) 参加を希望する事業者は、次の参加申込書類を提出すること。

- ・提出書類：様式第1号（参加申込書）
様式第2号（会社概要）
様式第3号（実績調書）
- ・提出部数：1部
- ・受付期間：「7（1）スケジュール」に記載のとおり。
- ・提出方法：「7（2）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先 ①」へ持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。以下同じ。）により提出するものとする。

(2) 質問の受付

質問の提出は参加予定の事業者が行い、下記のとおりとする。

- ・提出様式：様式第4号（質問票）
- ・受付期間：「7（1）スケジュール」に記載のとおり。
- ・提出方法：「7（2）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先 ②」へ電子メールにて提出するものとする。

（3）質問に対する回答

参加申込書等を提出したすべての事業者に対し、質問事項及びその回答を令和7年9月29日（月）午後4時までに電子メールにより回答することとし、回答は本要領及び仕様書と一体のものとして効力を有するものとする。なお、電話及び口頭等による個別対応は行わない。

9 企画提案書作成要領

- （1）企画提案書はA4版で作成すること。
- （2）仕様書に沿って企画提案を作成すること。
- （3）仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。

10 企画提案書の受付

企画提案者は、下記により必要書類を提出すること。

- ・受付期間：「7（1）スケジュール」に記載のとおり。
- ・提出方法：「7（2）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先 ①」へ持参又は郵送により提出するものとする。
- ・提出書類：下表「応募に関する提出書類一覧表」に掲げる書類。
- ・提出部数：下表「応募に関する提出書類一覧表」に掲げる部数。
- ・応募に関する提出書類一覧表

書類名	提出部数
①様式第5号「企画提案書提出届」	9部
②任意様式「企画提案書」	9部
③任意様式「企画提案に関する説明書」	9部
④任意様式「見積書及び見積内訳書」	9部
⑤様式第6号「業務実施予定体制」	9部

11 留意事項

（1）基本事項

本プロポーザルは本業務における具体的な内容及び取組方法について提案を求める

ものである。

(2) 提出書類の取扱い

(ア) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。

(イ) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

(ウ) 企画提案書に記載する提案は1者につき1案とする。

(3) 特許権等の使用

第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利の対象となっていて、方法を使用するときは、参加者がその費用負担及び使用交渉の一切を行わなければならない。

(4) 著作権

企画提案書その他提出された書類（以下、「企画提案書等」という。）の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとする。

12 参加辞退

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに様式第7号「参加辞退届」を「7（2）参加申込書及び企画提案書の提出先及び問合せ先 ①」に持参又は郵送にて提出しなければならない。

13 選定方法

選定は、六日町駅前通り商店街イルミネーション設置等業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「委員会」という。）が行い、「14 選考審査基準項目」により契約候補者を選定する。

(1) 審査

企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、「14 選考審査基準項目」で示す評価基準に基づいて評価を行い、得点の高い順に順位を付ける。最上位の者を契約候補者とし、次順位の者を次点候補者とする。最高得点の参加者が2者以上いる場合は、「14 選考審査基準項目」による審査項目（2）企画提案力の得点の高い者を上位とし、同項目の得点と同じ場合は見積金額が最も安価な者を上位とする。

(2) 参加者が1者の場合は、委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定する。

(3) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断した場合は、契約候補者を選定しないものとする。

14 選考審査基準項目

評価項目及び評価内容		評価基準					
		A	B	C	D	E	F
(1) 業務遂行力	【①専門技術・経営規模】						
	・事業を適正に履行できる専門技術及び経営規模を有しているか	5点	4点	3点	2点	1点	0点
	【②実施体制】						
	・事業を適正に履行できる実施体制（人員、スケジュール等）が具体的に提案されているか	5点	4点	3点	2点	1点	0点
	【③類似業務実績】						
	・本業務と内容が類似する同規模以上の業務の実績（実施中を含む。）は十分にあるか	5点	4点	3点	2点	1点	0点
(2) 企画提案力	【①デザイン・演出等】						
	・南魚沼市が持つ独自性をアピールできるデザインで魅力あるストーリーが提案されているか	15点	12点	9点	6点	3点	0点
	・南魚沼市への来訪の動機付けが期待できる内容となっているか	10点	8点	6点	4点	2点	0点
	・六日町駅から駅前通り商店街を歩きたくなる企画を提案しているか	10点	8点	6点	4点	2点	0点
	・SNS等で拡散したくなるような光のスポットを提案できているか	10点	8点	6点	4点	2点	0点
	・独創性及び実現性のある具体的な提案がされているか	5点	4点	4点	2点	1点	0点
	・次年度以降の継続実施に向けたコスト削減の工夫が提案されているか	5点	4点	4点	2点	1点	0点
	【②現地作業・維持管理】						

	・現地作業や配線等に関し安全対策が適切な計画となっているか	5点	4点	4点	2点	1点	0点
	・現地作業時、歩行者への安全面やいたずら等の対応方法について検討されているか	5点	4点	4点	2点	1点	0点
	・点灯期間中のメンテナンスや管理等の体制が整っているか	5点	4点	4点	2点	1点	0点
(3) 取組姿勢	【①取組意欲】						
	・分かりやすく熱意のあるプレゼンテーションとなっていたか	5点	4点	3点	2点	1点	0点
	【②信頼性】						
	・質疑への応答は的確だったか	5点	4点	3点	2点	1点	0点
(4) 見積額	委託料の上限額（18,000,000円）から見積額が2.5%（450,000円）低く設定されているごとに1点加点（最高5点・最低0点）	5点 ～ 0点					
評価点		点（100点満点中）					

15 選定結果

選定結果（契約候補者及び次点候補者）をメールにより本プロポーザル審査の参加者全員に通知する。

16 契約締結事務

本プロポーザルは、本業務委託の履行に最も適した契約の相手方を選定することから、具体的な業務は企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、市との協議に基づいて実施するため、経費縮減及び機能向上を図るために協議を設けることとする。当該協議が成立後に契約を締結するものとする。

（１）仕様等の確定について

契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることとする。また、当該協議が整わない場合で、次順位者が契

約候補者となったときも同様とする。

(2) 契約金額の確定について

契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

(3) 契約保証金について

契約保証金については免除する。

17 提出書類の取扱い

(1) 参加申込書、企画提案書等は、返却しない。

(2) 企画提案書等は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、契約候補者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、契約候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用するものとする。

18 情報公開

(1) 市は提出された企画提案書等について、南魚沼市情報公開条例（平成 16 年南魚沼市条例第 14 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

(2) 次に掲げる事項について、南魚沼市公式ウェブサイト等において公表する。

ア 業務名

イ 選定した契約候補者の名称

ウ 担当課の名称

19 費用負担

企画提案書等の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て参加者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、延期又は中止することがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

20 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 参加基準を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等

の条件に適合しない場合

- (4) 見積書の金額が、委託料の上限額を超えた場合
- (5) 企画提案書等の作成に当たり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

21 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 企画提案書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの南魚沼市の上承を得なければならない。
- (3) 審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも、原則として応じないこととする。
- (4) 電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。
- (5) 契約に関する全ては、南魚沼市財務規則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 4 号）及び南魚沼市委託契約約款（平成 21 年 1 月 30 日告示第 8 号）及び市の指示による。